

人事行政運営状況報告書

1 職員の任用の状況

(1) 職員数の状況と主な増減理由（各年度4月1日現在）

部 門		区 分	職員数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成 29 年度	平成 30 年度		
一般 行政 部門	事 務 局		4 人	4 人	0 人	
	小 計		4 人	4 人	0 人	
特別 行政 部門	消 防		337 人 [9]	338 人 [10]	1 人	平成 29 年度退職者 23 名（うち再任用 8 名）に対し、平成 30 年度採用者が 24 名（うち再任用 9 名）であるため。
	小 計		337 人 [9]	338 人 [10]	1 人	
合 計			341 人 [9] 【340 人】	342 人 [10] 【340 人】	1 人	

(注) 職員数は一般職に属する職員数で、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

【 】内は定数です。

[]内は再任用短時間勤務職員です。（定数外職員ですが職員数に含みます。）

(2) 年齢別職員数の状況（平成 30 年度）

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	平均
一般行政職	0 人	0 人	0 人	1 人	3 人	0 人	52.8 歳
消 防 職	9 人	106 人	66 人	64 人	83 人	10 人	38.7 歳
合 計 (構成比)	9 人 (2.6%)	106 人 (31.0%)	66 人 (19.3%)	65 人 (19.0%)	86 人 (25.2%)	10 人 (2.9%)	38.9 歳

(3) 採用の状況（平成 30 年度）

ア 採用の状況

職 種	区 分	試験採用	選考採用	再任用		計
				常勤	短時間	
一般行政職		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
消 防 職		15 人	0 人	0 人	9 人	24 人
合 計 (構成比)		15 人 (62.5%)	0 人 ()	0 人 ()	9 人 (37.5%)	24 人 (100%)

イ 競争試験の実施状況

(ア) 実施日

	1次試験日	2次試験日	最終合格発表日
定例	平成30年8月5日	平成30年9月1日・2日	平成30年9月21日
再募集	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日

(イ) 競争試験の実施状況

	採用予定数	申込者数	受験者数	受験率	第1次合格者数	最終合格者数 (採用)	競争倍率
一般行政職	0人	0人	0人	0%	0人	0人	0倍
	0人	0人	0人	0%	0人	0人	0倍
消防職	7人程度	109人	106人	97.2%	23人	10人	10.6倍
	0人	0人	0人	0%	0人	0人	0倍
合計	7人程度	109人	106人	97.2%	23人	10人	10.6倍
	0人	0人	0人	0%	0人	0人	0倍

(注) 上段は定例試験、下段は再募集試験です。

(4) 退職等の状況（平成30年度）

区分 職種	定年	勸奨	普通	その他	合計
一般行政職	0人	0人	0人	0人	0人
消防職	5人	0人	2人	7人	14人
合計 (構成比)	5人 (35.7%)	0人 (0%)	2人 (14.3%)	7人 (50.0%)	14人 (100%)

(注) 「その他」には、死亡、任期満了が含まれます。

(5) 昇任の状況（平成30年度）

区分 職種	昇任				
	係長級	課長補佐級	課長級	次長級	部長級
一般行政職	0人	0人	0人	0人	0人
消防職	14人	8人	2人	1人	0人
合計 (構成比)	14人 (56.0%)	8人 (32.0%)	2人 (8.0%)	1人 (4.0%)	0人 (0%)

2 人事評価の状況について

職員の能力開発・自己実現の促進と組織の活性化等を図るため、業績・能力主義に基づく人事評価制度を平成18年度から導入し試行、平成21年度には全職員を対象として実施しています。

また、平成26年5月に地方公務員法が改正され、評価結果を任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎として活用することとなりました。これにより当組合の人事評価制度を見直し、人事管理の基礎資料として運用しています。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 昨年度の人件費率
30年度	297,860人 (H31.3.31)	3,504,473 千円	83,386 千円	2,634,399 千円	75.2%	76.2%

(注) 甲府地区広域行政事務組合における普通会計は、一般会計・消防事業特別会計を含んだものです。

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
31年度	341人	1,215,694 千円	495,250 千円	501,214 千円	2,212,158 千円	6,487千円

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成30年4月1日現在）

一般行政職			消 防 職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
円	円	歳	円	円	歳
401,075	669,270	52.8	292,200	381,800	38.7

(4) 職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		決定初任給	採用2年経過給料額
一般行政職	大学卒以上	179,200円	192,700円
	短大卒以上	156,800円	168,600円
	高校卒以上	147,100円	156,800円
消 防 職	大学卒以上	192,700円	203,700円
	短大卒以上	179,200円	192,700円
	高校卒以上	162,700円	179,200円

(5) 職員の経験年数別平均給料月額の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	経験年数 10～14年	経験年数 15～19年	経験年数 20～24年	経験年数 25～29年
一般行政職			346,300円	
消 防 職	267,800円	318,500円	342,200円	375,700円

(6) 級別職員数の状況（平成30年4月1日現在）

ア 一般行政職

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
職務区分				係長 (副主査)	課長補佐 (主任主査)	次長	次長	局長	
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人
構成比	%	%	%	%	%	%	%	%	%
参考 1年前の 構成比	%	%	%	%	%	%	%	%	%
				1	1	1		1	4
				25	25	25		25	100
				25	25	25		25	100

イ 消防職

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
職務区分	消防士 消防副士長	消防士長	消防司令補 副主査	消防司令補 副主査	消防司令 主任主査	消防司令長	消防監	消防正監	
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人
構成比	%	%	%	%	%	%	%	%	%
参考 1年前の 構成比	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	102	61	40 [9]	55 [1]	65	7	7	1	338 [10]
	30.2	18.0	11.8	16.3	19.2	2.1	2.1	0.3	100
	27.6	19.6	7.7	19.9	20.7	2.4	1.8	0.3	100

- (注) 1 甲府地区広域行政事務組合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 職務区分とは、それぞれの級に該当する代表的な職位です。

(7) 職員手当の状況

ア 期末勤勉手当、退職手当の状況（平成 30 年度支給割合）

区分		期末	勤勉
期末勤勉 手当	6 月期	1.225 月分 (0.65) 月分	0.90 月分 (0.425) 月分
	12 月期	1.375 月分 (0.80) 月分	0.95 月分 (0.475) 月分
	計	2.60 月分 (1.45) 月分	1.85 月分 (0.90) 月分
職制上の段階、職務の級等による加算措置 有			
退職手当	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
	勤続 20 年	(H26.7.1～) 20.4450 月分	(H26.7.1～) 25.5563 月分
		(H30.1.1～) 19.6695 月分	(H30.1.1～) 24.5869 月分
	勤続 25 年	(H26.7.1～) 29.1450 月分	(H26.7.1～) 34.5825 月分
		(H30.1.1～) 28.0395 月分	(H30.1.1～) 33.2708 月分
	勤続 35 年	(H26.7.1～) 41.3250 月分	(H26.7.1～) 49.590 月分
		(H30.1.1～) 39.7575 月分	(H30.1.1～) 47.709 月分
	最 高 限 度 額	(H26.7.1～) 49.590 月分 (H30.1.1～) 47.709 月分	(H26.7.1～) 49.590 月分 (H30.1.1～) 47.709 月分
そ の 他 の 加 算	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		
退 職 時 特 別 昇 給	なし		
1 人 当 たり 平 均 支 給 額	744 千円	21,906 千円	

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(注) 期末勤勉手当の括弧内の月数（月分）は再任用職員の支給月数です。

イ その他の手当

特殊勤務 手当 (30 年度)	区分		全職種
	職員全体に占める手当支給職員の割合		100.0%
支給職員 1 人当たり平均支給年額		43,575 円	
代表的な特殊勤務手当支給対象職員		火災や救急などの災害に出動した職員	
時間外 勤務手当	30 年度	支給総額	60,916,900 円
		職員 1 人当たり支給年額	188,597 円
	29 年度	支給総額	64,974,539 円
		職員 1 人当たり支給年額	201,784 円

	内容	国の制度との異同	国の制度との異同
扶養手当	扶養親族として配偶者、子等を有する職員に支給 ① 配偶者 月額 10,000 円 ② 父母等 月額 6,500 円 (配偶者がいない場合は1人目 9,000 円) ③ 子 月額 10,000 円 満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末までの間 にある子 1 人につき 5,000 円加算	同じ	
住居手当	借家等に居住する職員に支給 家賃の額に応じて月額最高 27,000 円まで	同じ	
通勤手当	通勤距離が片道 2km 以上の職員に支給 ① 交通機関利用者 6ヶ月定期券等の額を一括支給 (ただし、月額換算 55,000 円を限度) ② 交通用具使用者 ・四輪車使用者 通勤距離 2 km～20 km のとき 距離に応じて 3,000 円～13,200 円を支給。 20 km を超えるときは 1km につき 660 円を加算 ・二輪車等使用者 通勤距離に応じて 2,000 円～31,600 円を支給 ③ ①及び②の併用者 ①及び②によりそれぞれ算出した額の合計額	①同じ ②異なる ③同じ	②四輪車使用者と二輪車等使用者の区分なし

4 勤務時間等の状況

(1) 勤務時間の状況（平成30年4月1日現在）

	1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
一般行政	38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	午後0時00分～午後1時00分
消防職 (毎日勤務)				
消防職 (隔日勤務)	38時間45分	午前8時30分	翌日 午前8時30分	午後0時00分～午後1時00分 午後5時15分～午後6時30分 午後10時00分～午前6時00分 (うち6時間が仮眠時間) 午前6時00分～午前6時15分

(2) 一般職員の年次有給休暇の使用状況（各年1月1日～12月31日）

	平成30年 平均使用日数	平成29年 平均使用日数
一般行政	9.8日	11.5日
消防職(毎日勤務)	8.4日	9.4日
消防職(隔日勤務)	5.3日	5.2日

(3) 特別休暇等の状況（平成30年4月1日現在）

種類	具体的な内容	付与日数	
1 骨髄等提供休暇	骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等する場合	必要な期間	
特別休暇	2 結婚休暇	結婚する場合	5日以内
	3 配偶者出産休暇	配偶者が出産した場合	2日以内
	4 感染症まん延防止休暇	感染症のまん延を防止する場合	必要な期間
	5 天災事変による休暇	天災事変により職員の現住居が滅失、損壊した場合、又は、非常災害により交通が遮断された場合、職員の責によらない交通機関の事故等の不可抗力によって出勤が著しく困難な場合	必要な期間
6 ボランティア休暇	自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合	5日以内	
7 選挙権等行使休暇	正規の勤務時間中に選挙権を行使する場合、または、裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会及びその他の官公署へ出頭する場合	必要な期間	
8 育児休暇	生後満1年に達しない子を育てる場合	1日に2回 各1時間以内	
9 生理休暇	生理日の勤務が著しく困難な場合	必要な期間	

	妊娠中又は出産後1年以内で通院をする場合	
10 妊娠中又は出産後の職員の通院休暇	(1) 妊娠6月まで (2) 妊娠7月から9月まで (3) 妊娠10月から出産の月まで (4) 出産後1年間	4週間に1回 2週間に1回 1週間に1回 その間に3回
11 産前及び産後の休暇	出産予定日前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）に当る日から出産の日後8週間目に当る日までの期間	
12 男性職員の育児参加休暇	配偶者の産前産後期間において、小学校入学前の子供が既にいる場合は産前から、いない場合は産後に、男性職員が取得	5日以内
13 子の看護休暇	養育する中学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合	5日（子が2人以上の場合は10日）以内
	親族の喪に遇った場合	
14 忌引	(1) 父母 (2) 配偶者 (3) 祖父母 (4) 子 (5) 孫 (6) 兄弟、姉妹 (7) 伯叔父母	血族 7日、姻族 3日 10日、— 3日、1日 5日、1日 1日、— 3日、1日 1日、1日
15 父母の祭日休暇	死亡した父母(配偶者の父母を除く)について神事又は仏事による回忌の法要等を営む場合	1日
16 夏季休暇	夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため	5日以内
17 短期の介護休暇	要介護者の介護又は世話をを行う場合	5日（2人以上の場合は10日）以内
18 介護休暇	要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は年齢により日常生活を営むのに支障があるもの）の介護をする場合	6月以内
19 無給休暇	私費をもって学校、研究所等の機関において、または外国に留学し、学習、調査、研究等を行う場合	1年以内

(4) 介護休暇の取得状況（平成30年度）

	介護休暇取得者数
男性職員	0人
女性職員	0人
計	0人

5 休業の取得状況

(1) 育児休業及び部分休業の取得状況（平成 30 年度）

	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児 短時間勤務 取得者数	平成 30 年度中に新たに育児休業が取得可能となった 職員			
				(育児休業 対象者数)	うち育児休業 取得者数	うち部分休業 取得者数	うち育児 短時間勤務 取得者数
男性職員	0 人	0 人	0 人	23 人	0 人	0 人	0 人
	0 人	0 人	0 人				
女性職員	1 人	0 人	0 人	1 人	1 人	0 人	0 人
	0 人	1 人	0 人				
計	1 人	0 人	0 人	24 人	1 人	0 人	0 人
	0 人	1 人	0 人				

(注) 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「育児短時間勤務取得者数」の欄の上段は平成 30 年度に新たに育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）を取得した者、下段には育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）の期間が平成 29 年度から 30 年度にかけて引き続いている者の数です。

(2) 自己啓発等休業の取得状況

	平成 30 年度	平成 29 年度
新規	0 人	0 人
継続	0 人	0 人
計	0 人	0 人

(3) 配偶者同行休業の取得状況

	平成 30 年度	平成 29 年度
新規	0 人	0 人
継続	0 人	0 人
計	0 人	0 人

6 職員の分限及び懲戒の状況

(1) 処分事由別分限処分者数（平成 30 年度）

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合 (法第 28 条第 1 項第 1 号)	0 人	0 人	0 人		0 人
心身の故障の場合 (法第 28 条第 1 項第 2 号、第 2 項第 1 号)	0 人	0 人	0 人		0 人
職に必要な適格性を欠く場合 (法第 28 条第 1 項第 3 号)	0 人	0 人	0 人		0 人
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第 28 条第 1 項第 4 号)	0 人	0 人	0 人		0 人
刑事事件に関し起訴された場合 (法第 28 条第 2 項第 2 号)	0 人	0 人	0 人		0 人
条例に定める事由による場合 (法第 27 条第 2 項)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
合計	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

- (注) 1 対象職員は、一般職に属するすべての職員です。
- 2 分限処分者数は、平成 30 年度中に休職期間が更新された者を新たに休職処分につ
された者とみなしています。
- 3 法とは、地方公務員法をいいます。

(2) 処分事由別懲戒処分者数（平成 30 年度）

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反 (法第 29 条第 1 項第 1 号)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
職務上の義務違反又は怠慢 (法第 29 条第 1 項第 2 号)	1 人	0 人	0 人	0 人	1 人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 (法第 29 条第 1 項第 3 号)	0 人	0 人	0 人	2 人	2 人
合 計	1 人	0 人	0 人	2 人	3 人

- (注) その他、職務履行等の改善・向上を図るために行う指導上の措置として、訓告等 41 人。

(3) その他（平成 30 年度）

法第 28 条第 4 項により失職した者	0 人
----------------------	-----

7 職員のサービスの状況

(1) サービス規律の遵守に関する取り組み

取り組み内容	職員への周知方法
厳正なサービス規律の確保、親切・公平な職務執行、飲酒運転の撲滅等交通法規の遵守、事務の効率化、地域住民の生命・身体及び財産の火災からの保護、水火災又は地震等の災害による被害の軽減、安寧秩序の維持、社会公共の福祉増進	通達及び伝達

(2) 営利企業等の従事許可の状況

平成 29 年度	平成 30 年度
3 件	2 件

8 職員の研修の状況

(1)人材育成の目的

消防行政を取り巻く社会環境は大きく変化し、少子高齢化の進展、長引く景気低迷、環境問題への関心の高まりなどにより住民のニーズは高度・多様化しており、消防の果たすべき役割とそれらに対する住民の期待は従前にも増して大きくなっている。

こうした中、本組合では限られた人的資源の中で、地域の「安全・安心」を提供するために、職員の一人ひとりが目的意識を明確にしてその任務を遂行するとともに、組織として職員の能力を最大限に発揮させることが必要不可欠となっている。

そこで、組織における人材の育成が今後において欠かせぬ重要な要素であるため、積極的な職場研修（OJT研修）や職務遂行に必要な知識と教養を身につける等効果的な研修に取り組みとともに、活力ある職場づくりを積極的に推進していくことを目的とする。

(2) 基本目標

「多様な能力を持った能動的な消防職員による消防行政の展開」

(3) 職員像

○ 規律を保持する職員

消防は、規律に始まり規律に終わるといわれています。

公務員は全体の奉仕者であり、著しく信用を失墜するようなことは絶対に許されません。地域住民に信頼される消防職員の第一条件は、規律の保持にあり、日頃の勤務において常に留意しなければなりません。

○ 「和」の心を持つ職員

消防は特異な業務であり、常に有事に対する心構えを失ってはならず、それは組織の中の一員として、それぞれの責任につながります。一人でも個人プレーを行う者がいれば組織の統制はとれません。「和」をもって仕事をすることが、地域住民の負託に応えることにつながるものと考えます。

○ 平等・誠実な視点を持つ職員

公務員は、住民の立場で仕事をしなければなりません。常に住民が消防に何を求めているのかを洞察することに心がけ、目まぐるしく変容する時代の中にいることを各職員が認識し、自らが改革する意識を持って努力と研鑽する気持ちを保持しなければなりません。

(4) 研修実績 (平成 30 年度)

1 消防大学校・消防学校研修

消防大学校	教 育 合	「幹部科第54期」 (8. 20～10. 5)	1名
		[南 署]	
	教 育 科	「警防科第103期」 (6. 7～7. 26)	1名
		[警防課]	
		「救急科第80期」 (9. 4～10. 5)	
	講 実 習 務	緊急消防援助隊教育科「指揮隊長コース」 (4. 16～4. 26)	1名
		[中央署]	
		緊急消防援助隊教育科「高度救助・特別高度救助コース」 (2. 18～3. 1)	1名
		[南 署]	
緊急消防援助隊教育科「NBCコース」 (2. 25～3. 15)		1名	
[南 署]			
県 消 防 学 校	初任総合教育 (4. 5～11. 26)	15名	
			[平成30年度新採用者15名]
	教 育 部	幹部科 (5. 14～5. 25)	6名
		[中央署・南署・西署各2名]	
		上級幹部科 (4. 18～4. 20)	
	教 育 科	救急科 (4. 5～11. 26)	15名
		[平成30年度新採用者15名]	
		火災調査科 (1. 21～2. 1)	6名
		[中央署・南署・西署各2名]	
		警防科 (12. 3～12. 14)	6名
		[中央署・南署・西署各2名]	
		予防査察科 (2. 18～3. 1)	3名
	[中央署・南署・西署各1名]		
	はしご自動車研修 (6. 27～6. 29)	6名	
			[中央署・南署・西署各2名]
		無線研修 (11. 19、11. 20)	16名
		山岳救助研修 (9. 10～9. 14)	6名
		水難救助研修 (7. 2～7. 6)	6名
		救急隊長研修 (11. 29、11. 30)	6名
		玉掛け技能講習 (12. 19～12. 21)	6名
		小型移動式クレーン運転技能講習 (2. 6～2. 8)	6名
	集団災害対応研修 (12. 13)	6名	
			[中央署・南署・西署各2名]
	玉掛業務従事者安全衛生教育 (12. 18)	3名	
			[中央署・南署・西署各1名]
	濃煙熱気実火災研修 (5月～10月 全6回開催)	6名	
			[中央署2名・南署2名・西署2名 各回1名参加]

125名

2 昇任者研修

部長・室長昇任者研修	「甲府市役所」(5.8)	1名
	[消防長]	
課長昇任者研修	「甲府市役所」(5.9)	1名
	[広域事務局次長]	
主査昇任者研修	「山梨県市町村職員研修所」(7.12・7.19)	14名
	[本部2名・中央署4名・南署5名・西署3名]	
消防司令昇任者研修	「山梨県市町村職員研修所」(7.13・7.20)	12名
	[中央署6名・南署3名・西署3名]	
管理主査昇任者研修	「山梨県市町村職員研修所」(7.9・8.3)	8名
	[本部3名・中央署1名・西署4名]	

小計 36名

3 資格取得研修

大型自動車等運転免許技能教習	南アルプス市「山梨自動車学校」(6月～年度内)	12名
	[中央署・南署・西署各4名]	
ハラスメント(セクハラ・パワハラ)防止研修リーダー養成コース	東京都新宿区「ルーテル市ヶ谷センター」(6.20～6.21)	1名
	[西署]	

小計 13名

4 専門研修

新採用職員研修	「消防本部」(4.4)	15名
	[平成30年度新採用者15名]	
調査技術会議	東京都三鷹市「三鷹市公会堂」(5.18)	2名
	[警防課・中央署各1名]	
消防実務講習会	神奈川県横浜市「横浜市社会福祉センターホール」(9.11)	2名
	[警防課・西署各1名]	
ロープアクセス・ロープレスキュー講習会	埼玉県狭山市「アルテリア訓練会場」(9.12～9.13)	1名
	[南署]	
第66回全国消防技術者会議	東京都港区「ニッショーホール」(11.21～11.22)	2名
	[警防課・南署各1名]	
第21回全国消防救助シンポジウム	東京都文京区「響きの森文京公会堂」(11.26)	2名
	[南署]	
消防・救急緊急自動車運転技能者課程	茨城県ひたちなか市「安全運転中央研修所」	2名
	(消防車:2.12～2.15)[中央署] (救急車:12.18～12.21)[南署]	

小計 26名

5 救急救命士専門研修(日本臨床医学会・救急医学会・救急振興財団等)

第21回日本臨床救急医学会総会	愛知県名古屋市「名古屋国際競技場」(5.31～6.2)	2名
	[南署・西署各1名]	
第56回救急隊員学術研究会	茨城県つくば市「つくば国際会議場」(2.2)	1名
	[西署]	

小計 3名

6 横浜市消防局研修派遣

横浜市消防局査察実務研修	神奈川県横浜市「横浜市消防局」	1名
	(11.12～11.22) [予防課]	
横浜市消防局長期研修派遣	神奈川県横浜市「横浜市消防局予防部指導課」 (4.1～3.31)	1名
	[総務課]	
小計		2名

7 その他

ハラスメント防止研修会	「消防本部」 (7.17～7.18)	203名
	[各課・各署]	
人権啓発講演会	「消防本部」 (2.14)	72名
	[各課・各署]	
小計		275名

研修人員 合計 480名

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の厚生福利に関する計画

職員の健康管理に関する取組状況

事業名	概要
産業医健康面談	産業医による健康面談(通年・随時)
保健師健康面談	保健師による健康面談(通年・随時)
ストレスチェック	ストレスへの気付き及びその対処の支援並びに職場環境の改善を通じて、メンタルヘルス不調の未然防止を図る。
人間ドック受診への助成	壮年者の人間ドック受診に対する助成(35・45・50・55・60歳の職員の受診に係る自己負担金及びオプション検査料の一部を助成。)

(2) 職員の厚生福利の実施状況

ア 職員の健康診断の実施状況

項目	検診時期	対象者
定期健康診断	4月～5月	全職員
第二次健康診断	7月	要再・精密検査者
隔日勤務者定期健康診断	10月	隔日勤務の全職員
胃検診	1月	40歳以上の職員
壮年者特別検診	8月～3月	35・45・50・55・60歳の職員
B型肝炎抗原・抗体検査及び各種ワクチン接種	4月～3月	隔日勤務者

イ 職員のレクリエーションの実施状況

事業名	対象者	実施場所
甲府大好きまつりへの参加	職員	甲府市

(3) 職員の衛生管理体制

甲府地区広域行政事務組合消防職員衛生管理規則等に基づき衛生委員会を設置し、職員の衛生に関する事項について調査審議を行っています。

(4) 公務（通勤）災害の発生状況（平成30年度）

区分	公務災害	通勤災害	合計
地方公務員災害補償基金山梨県支部による認定	2件	0件	2件

10 公平委員会の業務の状況に関すること（平成30年度）

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

なし

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

なし